

# 横浜市港湾施設条例一部改正の主な検討状況について

国際・経済・港湾委員会資料  
令和3年12月15日  
港 湾 局

- 横浜市港湾施設条例は、岸壁、荷さばき地、港湾緑地などの港湾施設の適切な利用・管理に必要な許可や制限の内容、使用料等を規定している条例です。
- 持続可能な港湾経営に向けて、①水際での感染症対策の強化、②自動車ターミナルの国際競争力強化、③港湾緑地等での民間活力の更なる活用、④受益者負担の適正化等の観点から、横浜市港湾施設条例を一部改正する方向で検討を進めています。
- 令和4年市会第1回定例会での議決、4月の施行を目指します。

## 1 水際での感染症対策の強化

横浜検疫所から感染症の防疫リスクが高まるような船舶の入港を認めない措置等が要請されており、条例で感染症拡大防止を明確化するため、港湾施設の使用許可をしない基準に追加する方向で検討を進めています。

(追加) 市長は、港湾施設の使用が次のいずれかに該当する場合は、許可をしないものとする。

- (1) 港湾施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 港湾施設の管理上支障があるとき。
- (3) 公益を害するおそれがあるとき。
- (4) 感染症拡大のおそれがあるとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

## 2 自動車ターミナルの国際競争力強化

横浜港の輸出の4割以上を占める自動車貨物取扱の国際競争力強化を図るため、国際コンテナ戦略港湾の施策と同様に自動車ターミナルの貸付及び料金の規定を追加する方向で検討を進めています。

貸付制度を導入することで、民間事業者の視点を取り入れた集荷のための営業活動やそれに応じたターミナルの運営が行われ、取扱貨物量の増大につながります。

(追加) 前項(コンテナターミナル)の規定は、市長が告示する港湾施設を特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づき国土交通大臣に指定された法人(横浜港埠頭株)に貸し付ける場合に準用する。

[貸付料] 自動車ターミナル用地 70円/㎡・月(コンテナターミナルと同水準)

	これまで	条例改正後
荷さばき地等	船が入港する都度、必要な期間・面積を港運業者に使用許可 ※平均使用率 約6割	ターミナル全体を本市から横浜港埠頭株に10年間の長期にわたって貸し付け、船会社又は港運事業者が運営
料金	14円/㎡・日	70円程度/㎡・月(コンテナターミナルと同水準)
維持管理費	警備費、補修工事費等の管理費を本市が負担(1ターミナル:年間約1億円)	借受者の負担となるため市の負担は無し ※本市の収支は実質これまでと同水準

大黒ふ頭 C3 ターミナル



自動車専用船で賑わう大黒ふ頭



## 3 港湾緑地等での民間活力の更なる活用

港湾緑地等において、民間のノウハウや資金を一層積極的に活用するため、本市が設置した建物等を店舗等の便益施設として、民間事業者が管理・運営できるよう拡充する方向で検討を進めています。

(変更) 機能の増進に資する施設を設置し、及び又は管理しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。

### 【設置等許可による事業の進捗状況】

カフェ・レクリエーション施設 (令和5年度供用予定)

(構想案)

グランピング施設 (令和3年8月供用)

今後事業の実施が期待される  
赤レンガパーク 休憩所・トイレ



#### 4 受益者負担の適正化

##### (1) 客船受入関連経費に対する料金徴収

東アジアのクルーズ発着拠点として、将来にわたり、乗客の安全快適な受入に必要なサービス水準を保ちながら、客船の寄港を安定的に継続していくため、埠頭内の歩行者動線の設定、テントの設営、案内誘導、警備等の受入経費に対する負担として、受益者である客船運航会社から料金を徴収する方向で検討を進めています。(施行は国際クルーズ再開の時期に合わせて)

〔受入料金〕外国籍船：乗客一人あたり 700 円程度、日本籍船：乗客一人あたり 200 円程度

【参考】1 諸外国等のターミナル関連料金

港名	円/人
シアトル	3,527
シドニー	3,270
ロサンゼルス	1,671
香港	1,650
基隆	1,650
バンクーバー	1,472
マイアミ	1,443
熊本	1,040
横浜(外国籍船)	700
博多	500
佐世保	500
バルセロナ	353
釜山	330
那覇	280
横浜(日本籍船)	200

2 客船1隻当たりの収支の概算(万円)

##### (1) 外国籍船

支出	2年度	4年度	備考
受入経費	940	490	運営効率化による削減
シャトルバス等	150	0	船会社負担に変更
合計	1,090	490	
収入	2年度	4年度	備考
岸壁使用料	30	110	減免の見直し
受入料金	-	380	条例改正による新設
合計	30	490	

##### (2) 日本籍船

支出	2年度	4年度	備考
受入経費	110	60	運営効率化による削減
シャトルバス等	90	0	船会社負担に変更
合計	200	60	
収入	2年度	4年度	備考
岸壁使用料	17	30	減免の見直し
受入料金	-	30	条例改正による新設
合計	17	60	

##### ※東アジアのクルーズ発着拠点について

2019年の発着クルーズ回数では、横浜港が日本1位、アジアで4位(1位：シンガポール、2位：上海、3位：台湾・基隆)

【発着寄港】着岸すると乗客の入れ替えを行うもの。市内での観光や前後泊も望める。

【一時寄港】朝着岸し、乗客が観光に出掛け、夕方同じ客船に戻り出港するもの。

超大型客船の受入時の様子(令和元年度)



##### (2) 港湾施設使用料等の設定及び改定

##### ア 内港地区へのプレジャーボートの受入と適正な料金設定

海からの集客による更なる都心臨海部の賑わい創出のため、内港地区の指定する岸壁にプレジャーボートを受け入れ、類似施設の料金を参考に適正な料金を設定する方向で検討を進めています。

##### 〔総トン数500トン未満のプレジャーボートの料金〕

日付ごとに

全長12m未満：4,000円程度、全長12m以上：8,000円程度

(類似施設の料金)

横浜ベイサイドマリーナ

12m：4,400円

24m：8,800円

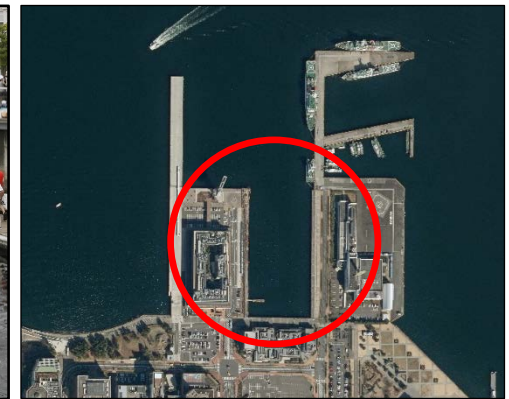
葉山港

12m：3,980円

17m：6,480円



新港ふ頭岸壁位置図



##### イ 日本丸メモリアルパークの利用料金の改定

横浜みなと博物館のリニューアル等に伴い、利用料金を改定する方向で検討を進めており、周辺施設の料金と均衡を図ることで、指定管理者の収支を改善し、指定管理料増加を抑制します。

日本丸メモリアルパーク・横浜みなと博物館

##### 横浜みなと博物館入館料(400円→500円程度)

(周辺施設の料金)

三菱みなとみらい技術館：500円

カップヌードルミュージアム：500円

##### 会議室使用料：例(1,000円→1,500円程度/時間)

(周辺施設の料金)

神奈川産業振興センター：1,700円/時間

横浜ワールドポーターズ：2,000円/時間



##### ※ 改正スケジュール

令和4年 2月～ 市会第1回定例会 議案上程・議決 条例公布

4月 条例施行(客船受入料金徴収は国際クルーズ再開の時期に合わせて)

※ 関連規則改正も合わせて実施